

保釈保証委託契約申込書

保釈保証委託契約にあたり事前に審査・承認を得ていることが前提となります。事前審査・承認を得ない場合、まず事前審査を申し込みください。

保証委託者は、全国弁護士協同組合連合会と保釈保証委託契約を締結するにあたり、裏面記載の各条項を履行することを確約します。

保証委託者	名	フリガナ			連絡先	自宅	—	—
	前					F A X	—	—
	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)		携 帯	—	—
	住 所	フリガナ 〒 -				緊急連絡先	—	—

被告人	名	フリガナ			連絡先	自宅	—	—
	前					F A X	—	—
	性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)				
	住 所	フリガナ 〒 -						
	保釈許可決定日		保釈保証金		保証金額 (300万円上限)			
	係属裁判所	裁判所			部			
事件番号(※)			事件名					

(※) 複数の勾留決定がなされている場合は、全ての事件番号を御記入ください。

弁護人は、上記保証委託者本人が自ら署名捺印したことを確認します。

弁護人	弁護人名	フリガナ		印	弁護人事務所名		
	弁護人事務所住所	フリガナ 〒 -					
	連絡先	—	—		F A X	—	—
	メールアドレス						

事前申込承認番号	
----------	--

自己負担金の返還(保釈保証委託契約 第4条)の際の振込口座を御記入ください。

振込口座は担当弁護人の口座を御記入ください。

振込口座	口座名義人	フリガナ		預金種目	預金口座番号(右詰め)			ゆうちょ銀行通帳記号(5桁)		
	指定金融機関	フリガナ		① 普通 ② 当座						
		銀行		ゆうちょ銀行	農協				本店	
		信用組合		労働金庫				支店		
		信託銀行		信用金庫				出張所		

申込書を提出する際、記載事項を担当弁護人に確認いただき、担当弁護人を通じて申し込みください。

上記保証書を受領いたしました。

受領日 年 月 日

弁護人氏名

印

保証委託者（以下「甲」という。）は、全国弁護士協同組合連合会（以下「乙」という。）に対し、表記被告人（以下「被告人」という。）の保釈に関して、刑事訴訟法94条3項に規定する保証書を差し出すこと（以下「保釈保証」という。）を委託し、以下の内容の保釈保証委託契約を締結した。

(保釈保証の委託)

- 第1条** 甲は、乙に対し、被告人の保釈保証を委託し、乙は、甲の保釈保証委託を受託し、裁判所（第1回の公判期日前においては裁判官。以下同じ。）の保釈許可決定に基づき、乙作成に係る保証書を裁判所に差し出すことによって、保釈保証を行う。
- 2 前項の保釈保証の委託は、表記記載弁護士（以下「担当弁護士」という。）を通じてこれを行う。
- 3 第1項の保釈保証の委託は、裁判所の保釈許可決定ごとにこれを行う。
- 4 本契約の内容は本契約条項による他、乙が別に定める細則によるものとする。

(保証額等)

- 第2条** 乙が保証する金額（以下「保証額」という。）は、保証書記載の金額とする。
- 2 乙が保証する期間（以下「保証期間」という。）は、保証書発行時から保釈保証金が没取されるおそれがないときまでとする。

(保釈保証料等)

- 第3条** 甲は、乙に対し、保釈保証を委託するにあたっては、乙が別に定める料率・方法により保証額に応じて算出される次の各号の金員を支払わなければならない。
- (1)保釈保証料
(2)自己負担金
- 2 前項(1)により支払われた保釈保証料は、違算その他これに類する特段の事情がある場合を除き、返還しない。
- 3 乙は、第1項により支払われた自己負担金を甲に返還をするときは、担当弁護人に返還すれば足りるものとし、甲はこれに異議がない。

(自己負担金の返還)

- 第4条** 乙は、甲に対し、前条第1項(2)により支払われた自己負担金を、保証書が乙に返還された後、速やかに担当弁護人に返還する。この際、乙は、自己負担金に対する利息を返還することを要しない。なお、自己負担金の返還時において、担当弁護士が辞任又は解任その他の事由により、被告人の弁護人ではなくなっていた場合であっても、乙は、担当弁護人に自己負担金を返還することで足りる。
- 2 乙は、裁判所から保釈保証金の納付を求められたときには、自己負担金を保釈保証金の一部として充当することができる。
- 3 甲は、自己負担金の返還請求権を第三者に譲渡してはならない。
- 4 保証書の返還費用は、甲の負担とする。

(保証書の発行)

- 第5条** 乙は、担当弁護士から被告人に対する保釈許可決定がなされた旨の通知があり、かつ、甲が第3条第1項に定める金員を支払った後、保証書を発行する。
- 2 前項の保証書は、担当弁護士を通じて、裁判所に差し出す。

(委託者の要件)

- 第6条** 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、本契約を解除することができる。
- (1)「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」(以

下「暴力団対策法」という)に規定された暴力団

- (2)暴力団対策法に規定する暴力団員
(3)保釈保証の対象となっている被告人の被告事件の共犯者
- 2 乙は、甲が自ら又は第三者を介して、乙に対し、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができる。
- (1)暴力団対策法規定の暴力的な要求行為
(2)その他保釈保証の趣旨に反する行為

(代位弁済)

- 第7条** 乙は、検察庁から保釈保証金の納付を求められたときは、甲に対し何らの通知又は催告をせずして、これを納付することができる。
- 2 乙は、前項の納付を行った時点で、甲に対する求償権を取得する。

(求償権の範囲)

- 第8条** 乙が前条第1項の納付をしたときには、甲は、乙に対し、その納付額から第3条(2)により支払われた自己負担金を差し引いた額及びこれに対する納付の日の翌日から支払済みまで年10%の割合による遅延損害金を支払う。なお、この場合の遅延損害金の計算方法は年365日の日割計算とする。
- 2 乙が前条第1項の納付をしたときには、乙は、甲に対し、前項で定める金額の他、乙が支払った次の各号の費用の支払を求めることができる。
- (1)甲に対する乙の債権行使に要する費用
(2)訴訟費用及び民事執行法による財産照会費用
(3)その他法律上又は契約上甲が負担すべき費用
- 3 乙は、甲に対し、甲以外に一人又は複数の保証委託者がある場合においても、前2項の求償権の全額について支払を求めることができる。

(弁済の充当順序)

- 第9条** 甲の弁済した金額が、乙に対する第8条に規定された債務全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序・方法により、充当することができる。

(調査および報告)

- 第10条** 甲は、表記記載事項に変更があったときは、速やかに担当弁護士を通じて、乙に対し、書面によって届け出なければならない。
- 2 甲は、その財産、収入及び業績等について乙から照会があったときは、直ちにその内容を報告し、乙から請求のあった書類を提出しなければならない。
- 3 甲は、被告人の公判期日、判決期日、上訴の有無及び保釈取消の有無その他の被告人の刑事裁判に関する事項について乙から照会があったときは、直ちにその内容を報告し、乙から請求のあった書類を提出しなければならない。
- 4 甲は、本契約に関し現在及び将来において乙に提出する一切の書類及び報告する事項の内容がいずれも真実であることを表明し、これを保証する。
- 5 乙は、甲が提出した書類及び報告した事項に虚偽の内容があることが明らかとなった場合には、本契約を解除することができる。

(管轄裁判所の合意)

- 第11条** 本契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

上記記載内容を確認了承致しました。

保証委託者氏名

印